

環境美化の推進

(環境対策課)

○「清潔で美しい高知県をつくる条例」の概要

近年、環境への配慮やエコへ向けた取り組みが盛り上がりを見せている一方で、あいかわらず、ゴミの散乱や、廃棄物の放置が見られ、これらはさらなるゴミの投棄を誘発し、美観を損ね、地区のモラルの低下にもつながる危険性があります。

そこで、県ではこの問題を県全体で取り組むため「清潔で美しい高知県をつくる条例」(H19.12月施行)を制定しました。

本条例では、清潔で美しい県土づくりは、自らが行うという意識の下に、県民は、地域の美化活動を自ら進んで行い、県は、県土の総合的かつ広域的な美観政策を推進し、市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じ、事業者は、事業活動を行うにあたって、自ら美観の保持及び回復に努めるなど、各関係者がそれぞれの責務を確認し、実行していくという基本理念を定め、すべての関係者が相互に連携を図りながら協力することとしました。

本条例には明文化されていませんが、快適で清々しい県民生活が取り戻せるとともに、本来県土が持つ美観が磨き上げられ、教育や治安はもちろん、人としての基本であるモラルにも好影響を及ぼし、産業や観光業をも活性化することを期待しています。

そして、県民の健やかな心や人材が育つと同時に、高知県の飛躍と発展へつながることを最終的な目標としています。

○これまでの取組と課題 (H22年6月末現在)

平成20年度から県では、県内各地の美化活動への支援、ボランティアの登録(185団体1,702名)、企業や団体の方々と美化活動を協働するパートナーズ協定の締結(17企業・団体)などを、推し進めてきました。

また、例年2月を「県民一斉美化活動月間」と定め、昨年度は県内18市町村29箇所、延べ4,232人の参加により美化活動を実施することができました。このように、美化の推進については、条例の制定以来、県内各地で美化活動への参加者も年々増えつつあり、徐々に広がりを見せてきていますが、相変わらずポイ捨てや不法投棄もあり、美しい景観を創り上げるといった、全県民をあげての取組にはなっていない状態です。



美化活動啓発ポスター(H22.2)



美化活動の様子(土佐市宇佐)

○今後の取組

県としましては、今後とも、県民運動として県内全域に広がりますよう、以下のように取り組んでいきます。

- ・市町村や企業、地域、学校などのボランティア美化活動を支援する。
- ・美化活動推進に協働していただける企業・団体と協定していく。
- ・啓発や活動状況等の広報を工夫して、美化活動への理解や参加者の拡大を図る。